

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念（基本目標）

これまで第1期の「沼津市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、5年間の子ども・子育て支援事業、子育て支援施策を進めてきました。

この間、子どもや子育て家庭を取り巻く状況や、児童虐待、子どもの貧困など、様々な問題が表面化してきました。以上のことから、計画の基本理念を次のとおり定めることとします。

「いきいき暮らせるまち」

子育て支援に取り組んでいくための基本的な考え方は、これまでと同様「子育ての第一義的な責任は家庭にある」という基本原則の上に立ち、一方で、「沼津市の未来を担う大切な子どもたち」を地域社会全体で支え、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことです。すべての子どもたちが笑顔で安心して成長していく社会を構築できるように地域、社会全体で子育て家庭を支えていくことを目指します。

また、行政が子ども・子育て支援を「量」「質」ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、企業等が相互に連携をとり、子育て世代を支えることにより、すべての親が安心して子どもを産み、育てることの喜びを感じとる事ができる「心のゆとり」を持つことで、親子が共に成長していくことができる喜びにつなげていきます。

これらの基本的な考え方を踏まえ、本市の地理的条件の特性である豊かな自然、心温かい地域の人々とのふれあいの中で、安心して子育てができるまちを目指していきます。

第2節 基本的視点

本計画の策定はもとより、各種施策の立案・展開、事業の実施においては、これまでどおり次の5つの基本的視点を常に念頭に置き、進めていきます。

○子どもの視点

すべての子どもの生命と人権が尊重され、自ら成長し発達する力を最大限に發揮できるよう、子どもの幸せを第一に考えた支援を行います。

児童虐待、貧困など、様々な理由により社会的な保護を必要とする児童を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援をしていきます。

○親の視点

すべての親が、心身にゆとりを持って子育てができるよう、子育てをする親の視点に立ち、楽しさとともに負担感、不安感、孤独感を共有し、支え合うことで、子育てを支援していきます。

○将来親になる世代の視点

若者が、出産・子育てに夢を持つことができ、また、子どもを持ちたい人が安心して産み育てることができるよう、近い将来親になる世代の視点に立ち、環境の整備を進めていきます。

○ワーク・ライフ・バランス実現の視点

誰もがやりがいや充実感を感じながら働く一方で、個人が自身の時間を持つ健康的で豊かな生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することが求められています。そのため、企業も含めた社会全体のワーク・ライフ・バランスへの認識を高め、実行していくように働きかけていきます。

○社会全体で支える視点

子育ての第一義的な責任は親にあるという前提の上で、「地域の大切な子ども」の成長を、地域社会全体で見守り、支えていくことが求められています。そのため、市民全体の意識の共有を図り、様々な担い手の協働の下に対策を進めていきます。

第3節 基本方向

次世代を担う子どもたちが明るく健やかに育つ環境を整備して、社会全体で子育てを支援するための子ども・子育て支援事業を推進するため、次の6つを基本方向として、総合的な施策を展開していきます。

基本方向1 乳幼児が安心して教育・保育を受ける環境の充実へ

保育・教育のニーズに応じた幼児教育、保育サービスの充実度を上げるために、就労状況・働き方の多様化に応じた延長保育や預かり保育、病児病後児保育などへの柔軟な対応に取り組んでいきます。

幼稚園・保育所、認定こども園の充実について支援を行い、待機児童を発生させないよう取り組んでいきます。

基本方向2 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

核家族化等に伴い、各世代から引き継がれてきた子育てに関する伝承や祖父母をはじめ家族みんなで子どもの面倒を見るという子育て環境が薄れつつあります。このため、各子育て支援センターや各種サークル活動などを活発に行い、子育ての孤立化を解消するため、地域での子どもの居場所づくりを推進していきます。

また、学校教育の場では、子ども・若者が成長し社会に出て行くために必要な基礎学力、規範意識の向上、道徳心、郷土愛などを育成するための教育を、保護者や地域等とも連携し、推進していきます。さらに、共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブの利用希望も増加傾向にあることから、今後もニーズに応じた受け入れ環境の整備に取り組んでいきます。

また、子どもが社会に出て、自立心と尊厳を持って生活できるよう、青少年の健全育成に努めます。

基本方向3 いじめや虐待のない社会へ

核家族化等に伴い、身近に相談できる人がなく、育児に不安を持つ親が増加しています。経済的支援策や新生児訪問指導、各種健診、育児講座などを通じて、安心して子育てができる環境の整備を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら児童虐待の未然防止に向け、取り組んでいきます。

また、子ども同士のいじめや子どもへの虐待に対しては、関係機関や地域等ともに連携し、早期発見、対応に取り組んでいきます。

基本方向4 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

安心して出産・子育てするためには、妊娠・出産・子育てを、一連のものとして、これらが自然に一体的に享受できる環境であることが必要です。

そのために、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うなど、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげ、夢や希望が持てるような環境づくりを進めていきます。

また、障害のある乳幼児・児童に対して切れ目なく支援していく取り組みも進めています。

基本方向5 多様な子育てネットワークで安心できる地域社会へ

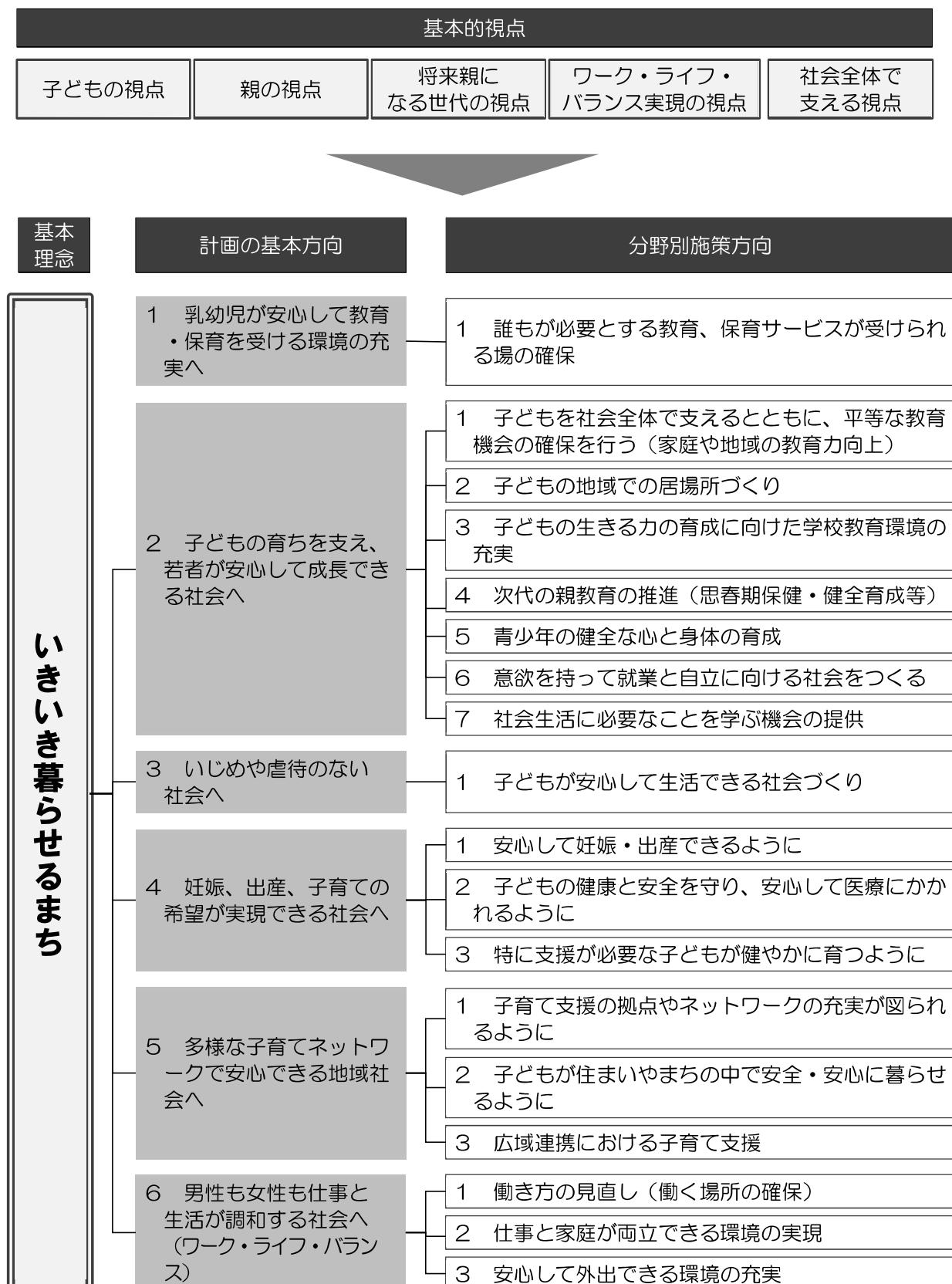
地域子育て支援センターや子育てグループへの活動支援、モバイルサイトなどの情報活用により、子育てのネットワークの充実を図り、子育ての不安感、負担感、孤独感を軽減していきます。

また、子どもを狙った犯罪などに対応していくため、地域全体で子どもを守る体制の強化に取り組みます。

基本方向6 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランス)

共働き世帯が増加している現在、子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、家族内の理解や協力のみならず、地域や企業の理解や支援も必要不可欠なものとなっています。妊娠・出産・子育てのステージにあっても女性がいきいきと働けるよう、また男性も積極的に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

第4節 計画の体系



第5節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項では、国が定める基本指針のもと市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の幼児教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を設定する必要があるとされています。

本市では、上位計画である沼津市総合計画が地理的条件、地域特性などを考慮し市内を6つの地域に区分していることから、本計画の教育・保育、一時預かり事業、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業の提供区域として、下図（表）のとおり設定します。

なお、放課後児童健全育成事業については小学校区ごと、その他の地域子ども・子育て支援事業については、市全域設定とします。

この区域の設定については、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、区域外の各施設・事業等の利用を制限するものではありません。

区分	地域区分	小学校区	
西部	原	原小学校	
		原東小学校	
	浮島	浮島小学校	
	愛鷹	愛鷹小学校	
中央西	今沢	今沢小学校	
	片浜	片浜小学校	
	第二	第二小学校	
		千本小学校	
中央	第一	第一小学校	
	第五	第五小学校	
		開北小学校	
東部	大岡	大岡小学校	
		大岡南小学校	
	金岡	金岡小学校	
		沢田小学校	
	門池	門池小学校	
中央南	第三	第三小学校	
		香貫小学校	
	第四	第四小学校	
	大平	大平小学校	
南部	静浦	静浦小学校	
	内浦	内浦小学校	令和3年度 統合予定
	西浦	西浦小学校	
	戸田	戸田小学校	



■事業別の教育・保育提供区域一覧

事 業	区域	設定の考え方
教育・保育	6 区域	幼児教育・保育サービス等、身近な地域で利用できることを勘案して設定
一時預かり事業		
延長保育事業		
地域子育て支援拠点事業		
放課後児童健全育成事業	24 小学校区	設置を小学校区としているため
病児・病後児保育事業	市全域	全地域総合的に利用が可能であり、広域利用も多く想定されることから設定
子育て短期支援事業		
利用者支援事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
妊婦健康診査		
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
実費徴収に係る補足給付を行う事業		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		